



# りそな銀行アジアニュース

2026年1月23日  
りそな銀行 国際事業部

## 「2026年6月1日～雇用ビザ(EP)発給要件変更」

### ◇ 雇用ビザ発給要件の変更

マレーシア内務省傘下の入国管理局駐在員サービス課(ESD)は2026年1月14日に、今年6月1日より雇用ビザ(以下EP)の発給要件を変更する旨発表した。改定は2017年9月以来、約9年ぶりとなる。主な変更事項は最低月額給与額であり、特に、カテゴリ3の特定業種に関しては、実質2倍以上の引上げとなっている。詳細は以下の通り。

EPカテゴリ	変更前最低月額給与	変更後最低月額給与 (2026年6月1日より適用)	在留可能最長年数 (本改訂で明確化)
カテゴリ1	MYR10,000.00-以上	MYR20,000.00-以上	最長10年
カテゴリ2	MYR5,000.00～9,999.99-	MYR10,000.00～19,999.99-	最長10年
カテゴリ3	MYR3,000.00～4,999.99-	MYR5,000.00～9,999.99-※	最長5年

※製造業及び製造関連サービス業はMYR7,000.00～9,999.99-

本改訂は、新規申請のみならず更新時にも適用される。

なお、カテゴリは契約上の基本給の金額が基準となる。カテゴリ2,3に関しては人材の現地化に向けた「succession plan」の提出が求められるが、その詳細は現時点では不明。

### ◇ 出向者からのコメント

マレーシア政府は2025年7月に2026～2030年の中期国家計画「第13次マレーシア計画」を公表し、2028～2030年までに高所得国入りすることを目指しています。その中で、国内人材の雇用促進のため2030年までに外国人労働者数を労働力人口の10%に抑制、2035年までには5%にするという目標を掲げています。また、高齢者、女性等、労働力の裾野を広げることや包括的な賃金調整等も言及しています。

今般のEP発給条件の変更も、この第13次マレーシア計画の趣旨に則ったものです。このような自国民を優先する政策は今後も実施される可能性が高く、マレーシアに駐在員を抱える日系企業にとって労務費の上昇につながることが多いため変化への対応が重要と考えます。

ご参考ですが、人件費の高騰はマレーシアにおける投資環境上のリスクとして進出企業の多くが挙げる項目であり、実際、駐在員帰任後、後任は日本から派遣せずローカル人材を任命するケースも見受けられます。

### (ご参考) 最低賃金の推移

	2019年1月～	2020年1月～	2022年5月～	2025年2月～
マレー半島部	MYR1,100.00-	MYR1,200.00-*1	MYR1,500.00-*2	MYR1,700.00-*3

\*1 2020年2月より、東マレーシアを含む56主要都市を対象に引き上げ

\*2 従業員5人未満の雇用主に対しては2023年1月から適用

\*3 2025年8月より、全労働者対象

【出所:マレーシア内務省、JETRO HP】

照会先:国際事業部 (東京)電話 03-6704-3798  
(大阪)電話 06-6268-2236

当資料は海外進出をされている日系企業のお客さまのために、信頼できると思われる情報に基づいて作成しておりますが、弊行がその正確性、確実性を保証するものではありません。ここに記載された内容は事前の連絡なしに変更されることもあります。当資料は情報提供のみを目的としており、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、お客様御自身でご判断下さいますようお願い致します。 \* 禁無断転載\*